

滞在地での不在者投票について

選挙の当日、出張や旅行などで遠隔地に滞在していて、斑鳩町での投票ができない方は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

第51回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

公示日：令和8年1月27日(火)

投票日：令和8年2月8日(日)

不在者投票ができる期間：令和8年1月28日(水)から同年2月7日(土)まで

※ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、令和8年2月1日(日)から令和8年2月7日(土)まで

■ 不在者投票の流れ

1. 斑鳩町選挙管理委員会へ、選挙人本人が記入した「不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書」を郵送または持参し、投票用紙等の交付の請求をしてください。電話、電子メールやFAXによる請求はできません。
※公示の日の前においても投票用紙等の請求をすることができます。
2. 公示日以降、斑鳩町選挙管理委員会から、投票用紙等を滞在先の住所地へ郵送します。
※最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時請求する場合は、2月1日以降の郵送となります。
3. 郵送された投票用紙等を持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。
4. 投票済の用紙等が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、斑鳩町選挙管理委員会へ送付されます。

ご注意ください！

- 不在者投票ができる時間、場所等については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 郵送に日数がかかりますので、なるべく早めに投票してください。
- 封筒の中の内封筒には、「不在者投票証明書」と投票用紙等が入っています。内封筒は絶対に開封せず、そのまま滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ持参してください。
- 滞在先の選挙管理委員会の立会いなく書かれた投票は無効になりますので、くれぐれもご注意ください。

■不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書送付先

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12

斑鳩町役場総務課内 斑鳩町選挙管理委員会 宛